

日本学術会議法人化準備委員会運営要綱

〔 令和 7 年 8 月 2 9 日
日本学術会議第 3 8 9 回幹事会決定 〕

(設置)

第 1 日本学術会法人化準備委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 2 5 条第 1 項に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第 2 委員会は、法人化後の日本学術会議の組織体制やガバナンス等、法人化に伴い検討が必要な事項について審議する。

(組織)

第 3 委員会は、会長、副会長、各部の 2 名の会員及び会員若干名をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、令和 8 年 9 月 3 0 日まで置かれるものとする。

(分科会)

第 5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。分科会の設置期限は当該期末までとし、委員長は適時に分科会の設置について幹事会に提案する。

分科会	調査審議事項	構成	備考
会員選任制度検討分科会	1. 法人発足後の会員選任制度の検討に関する事 2. 会長選考制度の検討に関する事	会長の指名する副会長及び各部の 2 名の会員	設置期間：令和 7 年 8 月 29 日～令和 8 年 9 月 30 日
日本学術会議憲章検討分科会	日本学術会議憲章の見直しに関する事	会長の指名する副会長及び各部の 2 名の会員	設置期間：令和 7 年 8 月 29 日～令和 8 年 9 月 30 日
自己資金検討ワーキンググループ	自己資金獲得の方策及び運用上のルール の検討に関する事	会長の指名する副会長及び各部の 1 名の会員	設置期間：令和 7 年 8 月 29 日～令和 8 年 9 月 30 日

(庶務)

第 6 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局企画課において処理する。

(雑則)

第 7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、

委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。